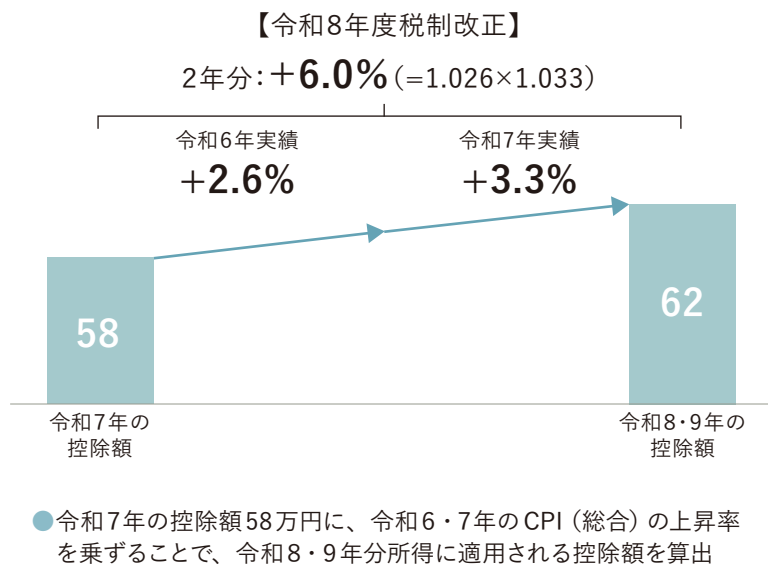


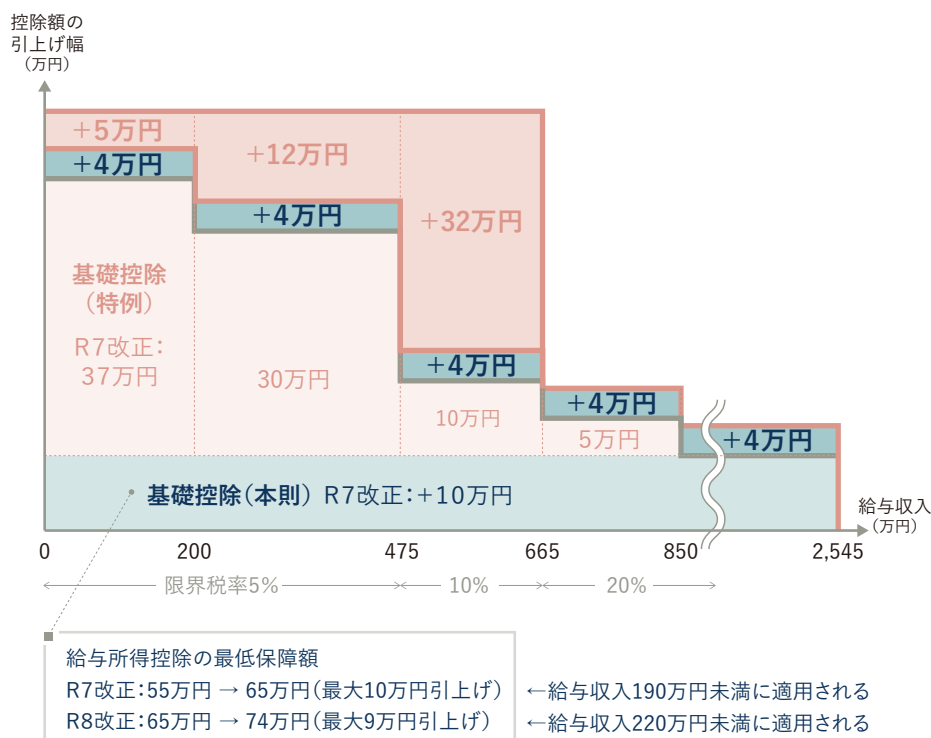
1 個人所得課税

(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

- 2年ごとに物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げることとし、基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額をそれぞれ4万円引き上げます。



- 令和7年度税制改正で措置した**基礎控除の上乗せ特例**について、合計所得金額489万円(給与収入665万円相当)以下の場合の上乗せ額を**42万円まで引き上げる**とともに、**給与所得控除の最低保障額を5万円上乗せする特例を創設**します(いずれも令和8・9年分)。



(2) 住宅ローン控除の拡充

- 適用期限を令和12年入居分まで5年間延長した上で、既存住宅の利活用の促進や省エネ性能の向上の観点から、一定の既存住宅に係る借入限度額の引上げ等を行います。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 <small>※新築住宅は、 令和10年以降、 適用対象外^(注2)</small>	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円	2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円	
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上 <small>※合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可(子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)</small>						
立地要件	〈令和10年以降入居分から〉 土砂災害などの災害レッドゾーン ^(注3) の新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

(注1)「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。

(注2) 令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合に限り、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とする。

(注3) 開発・建築行為に規制が講じられている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域(都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ)。

(注4) 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除する。

(3) NISAの拡充

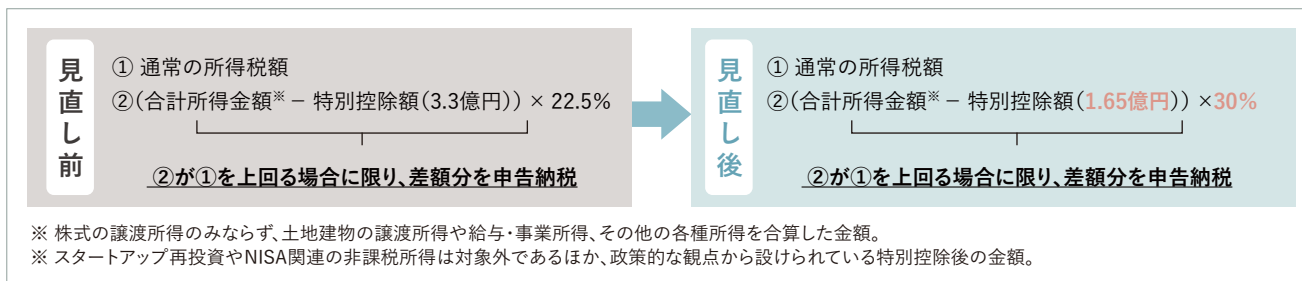
- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を0～17歳に拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定します。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とします。

	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円
		1,200万円(内数)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 [商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り]
投資方法・運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資。 ・一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可。	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
		上場株式・公募等株式投資信託等 制限なし

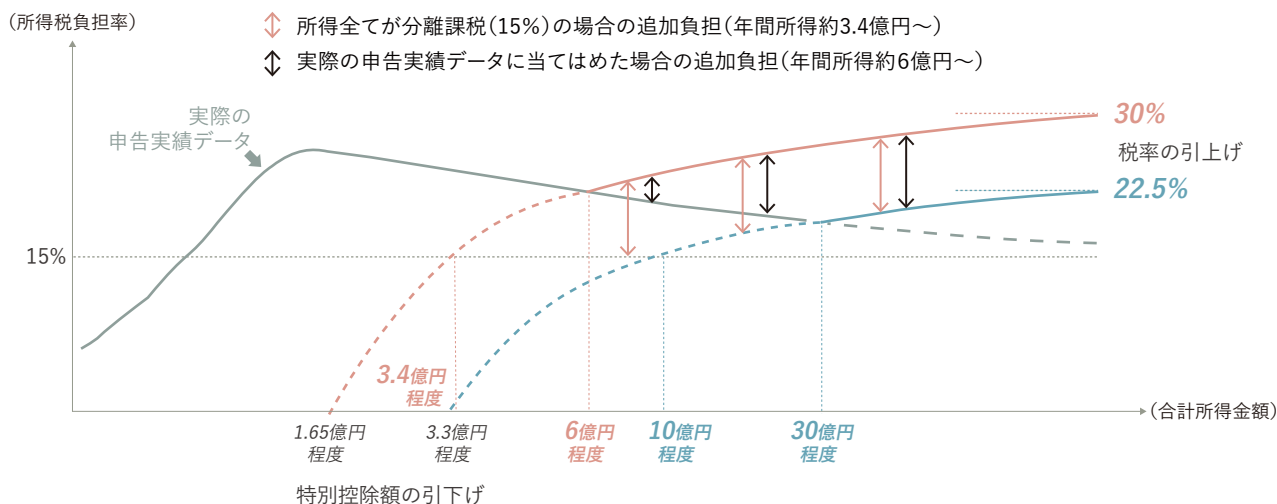
※資金の用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

(4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

- 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直します。(令和9年分の所得から適用)



見直しのイメージ



(5) ひとり親控除の拡充

- ひとり親控除の制度について、控除額 35 万円を 38 万円に引き上げます。(令和9年分の所得から適用)

「ひとり親」の要件

- ① 次のいずれかに該当すること
 - ・現に婚姻をしていない者
 - ・配偶者の生死の明らかでない者
- ② 生計を一にする子^(注1)を有すること
- ③ 合計所得金額 500 万円以下
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者^(注2)がいないこと

(注1) 総所得金額等が 62 万円以下であり、他の者の扶養親族又は同一生計配偶者とされていない子

(注2) 住民票の続柄の「夫(未届)」「妻(未届)」の記載で判別